

大野城市犯罪被害者等見舞金の支給に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大野城市犯罪被害者等支援条例(令和8年条例第12号。以下「条例」という。)第7条に規定する犯罪被害者等見舞金(以下「見舞金」という。)の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号)第2条第1項に規定する犯罪行為をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為による死亡又は重傷病をいう。
- (3) 重傷病 犯罪行為による負傷又は疾病(精神的な疾病を含む。)であって、その治療に要する期間が1月以上であると医師により診断されたものをいう。
- (4) 犯罪被害の発生を知った日 犯罪行為により死亡した場合は、その遺族が警察等からの連絡により当該死亡の事実を知った日をいい、犯罪行為により重傷病を負った場合は、医師の診断により重傷病であると診断された日をいう。
- (5) 市民 市の住民基本台帳(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第5条に規定する住民基本台帳をいう。以下同じ。)に記録されている者又はやむを得ず次に掲げる市の住民基本台帳に記録をされずに市内に居住している者をいう。
 - ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)第1条第1項に規定する配偶者からの暴力を受けていた者
 - イ ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)第2条第4項に規定するストーカー行為に係る被害を受けていた者
 - ウ 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待を受けていた者
 - エ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)第2条第3項に規定する高齢者虐待を受けていた者
 - オ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)第2条第2項に規定する障害者虐待を受けていた者
 - カ その他、市の住民基本台帳に記録することで、自己の生命又は心身に危害を受けるおそれのある者

(見舞金の種類及び額)

第3条 見舞金の額は、次の各号に掲げる種類に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 遺族見舞金 30万円

(2) 重傷病見舞金 10万円

(支給対象者の要件等)

第4条 見舞金の支給対象者は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 遺族見舞金 犯罪行為により死亡した者(以下「死亡被害者」という。)の遺族(当該犯罪行為が行われたとき又は申請するときに市民である者に限る。)であって、次条の規定により第1順位の遺族となるもの

(2) 重傷病見舞金 犯罪行為により重傷病を負った者(当該犯罪行為が行われたとき又は申請するときに市民である者に限る。以下「重傷病被害者」という。)

2 前項各号の見舞金の対象となる犯罪行為については、警察に被害が認知されており、かつ、当該認知の事実が警察等関係機関への照会等により市長が確認できるものでなければならない。

(遺族の範囲及び順位)

第5条 遺族見舞金の支給対象となる遺族は、死亡被害者の死亡の時にあって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 死亡被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。)

(2) 死亡被害者の収入によって生計を維持していた死亡被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹(以下「生計維持遺族」という。)

(3) 前号に該当しない死亡被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに市長が適当と認めた親族

2 死亡被害者の死亡時にあって胎児であった子が出生した場合における前項の規定の適用については、その子の母が死亡被害者の死亡時に死亡被害者の収入によって生計を維持していた場合にあっては前項第2号の子と、その他の場合にあっては前項第3号の子とみなす。

3 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあっては、それぞれ当該各号に掲げる順序とする。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

4 第1項の規定にかかわらず、死亡被害者を故意に死亡させ、又は死亡被害者の死亡前にその者の死亡によって遺族見舞金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族と

なるべき者を故意に死亡させた者は、遺族見舞金の支給を受けることができる遺族としない。遺族見舞金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族を故意に死亡させた者も同様とする。

- 5 遺族見舞金の支給を受けるべき第1順位の遺族が2人以上あるときは、大野城市遺族見舞金受給代表者届出書(様式第1号)の提出をもって代表者と定め、その者に当該見舞金を支給するものとする。

(見舞金を支給しないことができる場合)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、見舞金を支給しないことができる。

- (1) 死亡被害者、重傷病被害者又は第1順位遺族(第1順位遺族が2人以上あるときは、そのいずれかの者とする。以下この条において同じ。)と加害者との間に親族関係(事実上の婚姻関係を含む。)があるとき。ただし、犯罪発生時に親族関係が事実上破綻していたと認められる場合又は次のア若しくはイのいずれかに該当する場合を除く。

ア 犯罪被害者が、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第2項の被害者に該当する者であって、その加害者に対し同法第10条の規定による保護命令が発せられている場合又はこれに準ずる事情があったと市長が認める場合

イ 当該犯罪行為が、次のいずれかに該当する場合

(ア) 児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待と認められる場合

(イ) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第2条第3項に規定する高齢者虐待と認められる場合

(ウ) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第2条第2項に規定する障害者虐待と認められる場合

- (2) 死亡被害者、重傷病被害者又は第1順位遺族が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、死亡被害者、重傷病被害者又は第1順位遺族にも、その責めに帰すべき行為があったとき。

- (3) 死亡被害者、重傷病被害者又は第1順位遺族が次のいずれかに該当する者である場合

ア 大野城市暴力団排除条例(平成22年条例第12号)第2条第2号に規定する暴力団員

イ 大野城市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又はアに規定する暴力団員と密接な関係を有する者

- (4) 前各号に掲げる場合のほか、死亡被害者、重傷病被害者又は第1順位遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切でないと市長が認めるとき。

(見舞金の調整)

第7条 重傷病見舞金の支給を受けた者が死亡した場合(当該重傷病見舞金の支給に係る犯罪被害に起因して死亡した場合に限る。)における遺族見舞金の額は、第3条第1号の規定にかかわらず、既に支給した重傷病見舞金の額を控除した額とする。

2 他の地方公共団体(都道府県を除く。)から大野城市犯罪被害者等見舞金と同種の見舞金の支給を受けている場合における大野城市犯罪被害者等見舞金の額は、大野城市犯罪被害者等見舞金の額から当該支給を受けている額を控除した額とする。

(支給の申請)

第8条 見舞金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、大野城市犯罪被害者等見舞金支給申請書(様式第2号)に、次の各号に規定する書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、公簿等で確認できる場合は、添付書類の一部を省略することができる。

(1) 遺族見舞金

ア 犯罪被害者の死亡診断書、その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類又はその写し

イ 申請者が、犯罪被害を受けた時又は申請時において、市民であることを証明する書類(住民票の写し、戸籍の附票等)

ウ 申請者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄に関する市区町村長の発行する証明書(戸籍の謄本又は抄本等)

エ 申請者が、犯罪被害者の死亡の当時、犯罪被害者と事実婚等の関係にあった場合は、その事実を確認できる書類(住民票の写し等)

オ 申請者が配偶者(事実婚等の関係にあった者を含む。)以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類(先順位の人の死亡を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本)

カ 申請者が生計維持遺族であるときは、犯罪被害を受けた時において、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を確認できる書類(犯罪被害者の収入を証明する資料、預金通帳、家賃・光熱費等の領収書等の写し)

キ 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族が2人以上あるときは、大野城市遺族見舞金受給代表者届出書(様式第1号)

ク 誓約書兼同意書(様式第3号)

ケ その他市長が必要と認める書類

(2) 重傷病見舞金

ア 重傷病に該当することが証明できる医師の診断書(犯罪行為により負傷し、又は疾病にかかった日、療養期間、入院日数、負傷又は疾病の状態が明記されている診断書)

イ 申請者が、犯罪被害を受けた時又は申請時において、市民であることを証明する書類(住民票の写し、戸籍の附票等)

ウ 誓約書兼同意書(株式第3号)

エ その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の規定に関わらず、申請者が未成年者又はやむを得ない事情により当該見舞金の申請をすることができない場合は、当該申請者の法定代理人又は任意代理人が代理申請をすることができる。

(支給の申請の期限)

第9条 前条の申請は、犯罪被害の発生を知った日から2年を経過したとき、又は犯罪被害が発生した日から7年を経過したときは、することができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該犯罪行為の加害者により身体を自由を不当に拘束されていたことその他のやむを得ない理由により同項に規定する期限を経過する前に申請ができなかったときは、その理由が消滅した日から6月以内に限り、同項の申請をすることができる。

(支給の決定等)

第10条 市長は、第8条の規定による書類の提出があったときは、その内容を審査の上、見舞金の支給の適否を決定し、大野城市犯罪被害者等見舞金支給決定通知書(様式第4号)又は大野城市犯罪被害者等見舞金不支給決定通知書(様式第5号)により、申請者にその旨を通知するものとする。

- 2 前項の規定により見舞金の支給の適否の決定を受けた者は、当該決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、申請を取り下げるときは、大野城市犯罪被害者等見舞金支給決定通知書の受領の日から14日以内に、その旨を記した書面を市長に提出しなければならない。

(見舞金の請求)

第11条 前条第1項の規定により見舞金の支給の決定を受けた者(以下「支給決定者」という。)は、大野城市犯罪被害者等見舞金支給請求書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(支給決定の取消し)

第12条 市長は、支給決定者に当該支給を受ける資格がないことが判明したときは、当該決定を取り消すことができる。

- 2 市長は、偽りその他不正の手段により見舞金の支給を受けた者があるときは、当該決定を取

り消すことができる。

- 3 前2項の規定により見舞金の支給の決定を取り消したときは、市長は、大野城市犯罪被害者等見舞金支給決定取消通知書(様式第7号)により支給決定者に対しその旨を通知するものとする。

(見舞金の返還)

第13条 支給決定者は、前条の規定により支給決定を取り消された場合において、当該取消しに係る部分に関し既に見舞金が生じているときは、速やかに当該見舞金の額に相当する金額を市長が定める日までに返還しなければならない。

(報告)

第14条 市長は、この規則の施行に関し必要があると認めるときは、申請者又は支給決定者に報告を求めることができる。

(関係機関への情報提供依頼)

第15条 市長は、この規則の施行に関し必要があると認めるときは、申請者又は支給決定者の同意を得た上で、国、地方公共団体、警察その他の関係機関に情報の提供その他の必要な事項の報告を求めることができる。

- 2 市長は、暴力団の排除に関し警察への照会を行うため、申請者に対し当該申請者の氏名、生年月日等の個人情報の提出を求めるものとする。

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則は、施行の日以後に行われた犯罪行為について適用する。